

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の支給細則

1. 介護職員処遇改善加算

(1) 支給方法

- ①介護員の正職員及び契約職員（契約・準・パート職員）の4月1日付の定期昇給に充当する。
- ②「夜勤手当」「準夜勤手当」に1回当たり3千円を上乗せし、「夜勤手当」を8,000円、「準夜勤手当」を6,000円とする。
- ③介護員の「地域手当」の支給額に充当する。

●全職種 ※「職員給与等支給規則」第15条 別表第8

注)月額

所定労働時間 (週)	40時間	30時間以上 40時間未満	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
牡鹿事業所	10,000円	8,000円	5,000円	2,000円
雄勝事業所	5,000円	3,000円	1,000円	1,000円
河南事業所	なし	なし	なし	なし

●介護職員処遇改善加算から支給する場合の介護員の地域手当

牡鹿事業所	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
雄勝事業所	15,000円	12,000円	8,000円	3,000円
河南事業所	10,000円	8,000円	5,000円	2,000円

- ④「介護福祉士」の資格を有する介護員に、「介護福祉士資格手当」として常勤1人当たり1万円を毎月支給する。常勤以外の介護員は常勤換算率にて、他職種兼務者は介護員の勤務割合にて支給額を決定する。
- ⑤加算収入総額から、上記①～④の支給総額と社会保険料事業主負担分を差し引いた額を、法人全体の介護員数で分配した金額を、夏季賞与支給日に「一時金」として支給する。

(2) 支給条件

- ①(1)③の「地域手当」の支給は、職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始、職員たる資格を失った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。尚、その月に職員就業規則第29条第6項に定める不就業期間があり、その職員の所定労働日数の8割以上出勤しなかった場合は支給しない。（「職員給与等支給規則」第15条）
- ②(1)④の「介護福祉資格手当」の支給条件は、上記の「地域手当」と同様とする。
- ③(1)⑤の一時金の支給対象者は、加算算定対象期間に勤務し支給日に在職する介護員とする。支給額は、勤務期間率と常勤換算率及び他職種兼務者は介護員の勤務割合を乗じて算出する。一時金支給日に介護員から他職種に異動していた場合は、異動前の加算算定対象期間に勤務していた期間分を支給する。
- ④加算は介護報酬収入であるため、入居者の欠員や利用者の減少等により介護報酬収入が減れば加算収入も減ることになる。減った場合は(1)⑤の一時金の支給額が減る。

2. 介護職員等特定処遇改善加算（新加算）

（1）支給方法

- 夏季賞与支給日の6月30日に在職する支給対象職員に、一時金として支給する。支給額は、加算算定対象期間における新加算の収入を原資に、支給対象職員が該当するグループの配分比率及び支給対象職員個々の勤務期間率と常勤換算率により算出し支給する。

（2）支給条件

- ①支給対象職員は、処遇改善加算の対象事業所の職員とし、次の3つのグループに分ける。他職種兼務者で介護員より他職種の勤務割合が高い者は第3群とする。

- 第1群「経験・技能のある介護職員」
- 第2群「他の介護職員」
- 第3群「その他の職種」＝介護職以外の職種

- ②支給対象とならない職員は次のとおり。

- 1) 処遇改善加算の対象外の事業所の職員
- 2) 上記①の第3群「その他の職種」で年収が440万円以上の職員
- 3) 本法人での勤続年数が1年に満たない職員
(加算算定対象年度の4月2日以降に採用された職員)

- ③支給対象第1群の「経験・技能のある介護職員」とみなす本法人の基準は、“介護福祉士の資格を取得してから介護業務に10年以上従事した常勤の介護員”とする。その他の基準は以下のとおり。

- 1) 10年は加算算定対象期間の属する年度の翌年度4月1日に到達する見込み年数。
- 2) 他法人等で介護福祉士資格取得後に介護業務に従事した期間を含む。
- 3) 介護業務に従事した期間からは、休暇（年休含む）や欠勤等で連続して1ヶ月以上介護業務に従事しなかった期間を月単位で除く。本法人採用後は、この期間をまず日数で出し、複数回ある場合にはそれぞれの日数を合計した上で月数に換算する。ただし、30日を1ヶ月とし30日に満たない日数は切り捨てる。例えば従事しなかった日数が72日の場合は2ヶ月（60日）となり、残りの12日は切り捨てる。
- 4) 他法人等でも本法人でも介護職以外の職種に従事していた期間を除く。
- 5) 資格取得後とは、正式な登録年月日からではなく試験合格年の4月からとする。
- 6) 介護業務に従事した期間の勤務形態は、常勤、パート、兼務の違いを問わない。

- ④支給対象者への加算の配分比率は、グループ別に次のとおりとする。

第1群：4 第2群：2 第3群：1

- ⑤国からの通知文書における新加算の配分方法は、第1群の「経験・技能のある介護職員」に対して、最低1人以上に平均して月額8万円以上又は年額440万円以上の賃金改善を行うこととある。しかし、法人一括で申請する場合は、事業所ごとにこの1人以上の賃金改善が必要ではなく、法人全体で新加算対象の事業所数と同数の賃金改善を行えば良い。

- ⑥第1群の「経験・技能のある介護職員」が既に年収440万円であっても、この新加算による賃金改善のための一時金の支給を受けることができる。しかし、第3群の「その他の職種」の場合は、既に年収440万円を超えている者は、この一時金の支給を受けることができない。また、例えば年収が439万円の者の一時金は1万円までとなる。

- ⑦上記の年収440万円には、基本給と賞与以外に、通勤、扶養、住宅、夜勤、時間外などの全ての手当を含む。ただし、厚生年金保険等の社会保険料事業主負担分などの法定福利費は含まない。ここでの年収は年度での1年間の収入とする。

付 則

この細則は、令和元年10月1日より施行する。